

使用開始日 2025年10月23日

グローバルREITオープン

グローバルREITオープン (資産成長型)

M E M O

(当ページは目論見書の内容ではございません。)



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年10月23日

グローバルREITオープン

追加型投信/内外/不動産投信

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

https://www.nomura-am.co.jp/

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

	商品分類			属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

^{*}属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2025年9月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:68兆6394億円(2025年8月29日現在)

この目論見書により行なうグローバルREITオープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月22日に関東財務局長に提出しており、2025年4月23日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国のREIT(不動産投資信託証券)^{*1}を実質的な主要投資対象^{*2}とします。

- ※1 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。
- ※2「実質的な主要投資対象」とは、「グローバルREITオープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- *ファンドが投資対象とするREITには、株式会社が発行する優先株に相当するREITも含みます。

REITについて

◆REIT (Real Estate Investment Trust) とは、「不動産 (Real Estate)」に 投資する「投資信託 (Investment Trust)」のことです。

REIT のしくみ (例)



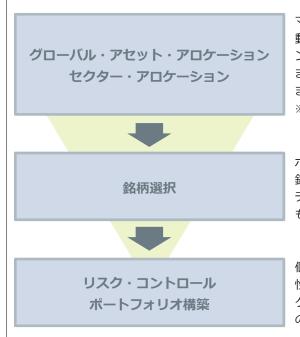
※家賃収入・売却益等



投資方針

●REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、 収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別し、高水準の配当収益の獲 得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

■運用プロセス■



マクロ経済のトレンド分析、3 資産イールド・スプレッド(不動産(REIT)vs 株式と債券)、国・セクターのバリュエーションにより国・地域の資産配分を決定します。

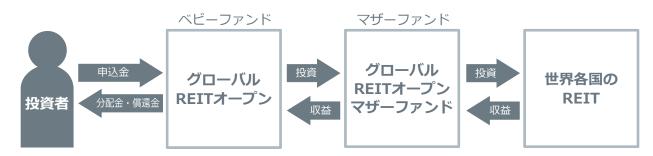
またセクター・ローテーション戦略により、付加価値を追求します。

※セクター例: 商業オフィス、居住用物件、ホテル物件等

ボトムアップ型ファンダメンタル・リサーチに基づく、独自の 銘柄選択モデル (バリュー・保有資産・マネジメントのクオリティー・経営戦略・資本構造を各項目毎に評価し、数値化した ものをランキング) により、銘柄選択を行ないます。

個別銘柄の組入上限比率、国・地域配分のガイドライン、流動性カット、為替リスク評価等の全体的リスク管理と、財務リスク、資金調達能力、価格ボラティリティー、ビジネスリスク等の銘柄レベルリスク管理を行ないます。

- ●REITの実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行ないません。
- ●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。





運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・ リステッドリアルアセッツ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投 資信託証券(REIT)の運用
委託先名称	CBRE Investment Management Listed Real Assets LLC (シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッ ツ・エルエルシー)
委託先所在地	米国 ペンシルバニア州 ラドノー

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への 投資割合	マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配することを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

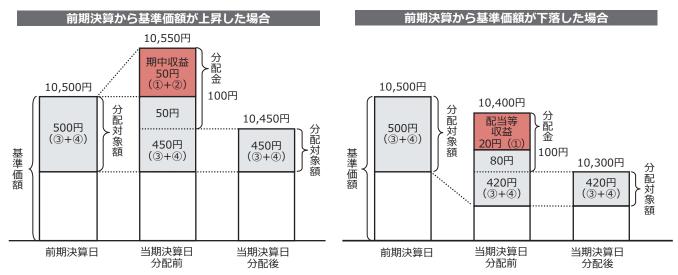


◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



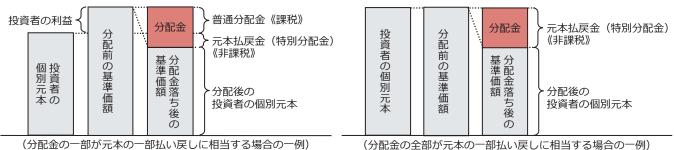
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配 を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を 示唆するものではありません。
 - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本
(特別分配金)	払戻金(特別分配金)となります。

◆投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の 投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

REITの 価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替へッジを行ない ませんので、為替変動の影響を受けます。

^{*}基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能 性があります。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に 影響が及ぶことが想定されます。



■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

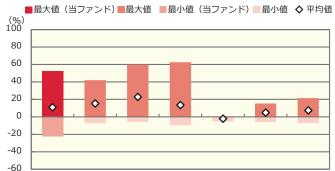


リスクの定量的比較 (2020年9月末~2025年8月末:月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファント゛	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値(%)	△ 22.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値(%)	11.0	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数 化しております。
- *年間騰落率は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
 - <代表的な資産クラスの指数>
 - ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

 - ○日本体は、基本体制制度(TOFIA)(配当250)) ○先進国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ○新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - ○日本国債: NOMURA-BPI国債
 - 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 - ○新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配 当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、 指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に保る会標章又は内 標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責 任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し てもJPXは責任を負いません。
- ○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)がMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所
- み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インテック人(配当込み、円ペース)は、MSCIか開発した指数です。同指数に対する者作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- LLCの知的規度であり、指数に関するすべての権利はFISE Fixed Income LLCが有しています。

 ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイ スを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及び その子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェン

シー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プ 不過かが、Midgan Securities Lic (ことでは「JFMSLIC)」では、「JTMSLIC)」では、「JTMSLIC)と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資 銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2025年8月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (田次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

10	円
10	円
120	円
9,560	円
	10 10 10 10 10

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

9

LINK REIT

UDR INC

	順位	銘柄	国/地域	投資比率(%)
	1	日本都市ファンド投資法人 投資証券	日本	3.8
	2	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	イギリス	3.5
	3	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	シンガポール	3.2
	4	STOCKLAND TRUST GROUP	オーストラリ ア	3.2
	5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.2
	6	GOODMAN GROUP	オーストラリ ア	3.0
	7	REGENCY CENTERS CORP 6.25% PFD	アメリカ	2.9
ĺ	8	オリックス不動産投資法 人 投資証券	日本	2.9

実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	45.6
2	日本	15.6
3	オーストラリア	9.8
4	イギリス	8.5
5	シンガポール	7.8

年間収益率の推移(暦年ベース)



香港

アメリカ

2.9

2.3

- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

[※]上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

[●]ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。



■ お申込みメモ

				購入コース	購入単位		
	購入		,,	一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または		
購		単	位		1万円以上1円単位		
				自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位		
				(原則、購入後に購入コースの変更はでき	ません。)		
購	入	価	額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表表	示しています。)		
購	入	代	金	販売会社の定める期日までにお支払いくだ	さい。		
				購入コース	換金単位		
 換	金	単	位	一般コース	換金単位 1万口単位、1口単位または1円単位 1万口単位 1万口		
投 	並	半	11/	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位		
 換	 金		額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託			
換	业 金	代	金		から、お申込みの販売会社でお支払いします。		
一天	717	1 0	314		から、の中区のの敗れ去任との文法でします。		
申	込 締	切時	間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受 (販売会社によっては上記と異なる場合が ださい。)	付けた分を当日のお申込み分とします。 「あります。詳しくは販売会社にお問い合わせく		
購	購入の申込期間			2025年4月23日から2026年4月22日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。			
換	金	制	限	大口換金には制限を設ける場合があります			
購入・換金申込受付の中止及び取消し				金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの 受付を取消すことがあります。			
信	———— 託	——— 期	間	無期限 (2005年2月21日設定)			
繰 上 償 還 受益権口数が10億口を下回った場合等は、億				償還となる場合があります。			
決	Ĵ	 算	日	原則、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)			
収	益	分	配	年12回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)			
信	託 金 (の限度	夏額	1兆円			
公			告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/l	こ電子公告を掲載します。		
運	用	最 告	書	6月、12月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。			
課	税	関	係	の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。	E満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)		

[※]購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投	投資者が直接的に負担する費用								
	購入時手数料	購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務 コストの対価として、購入時に頂戴するものです。							
	信託財産留保額		換金時に、基準価額に <mark>0.3%</mark> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じて ご負担いただきます。						
投	投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
		信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末ま たは信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。							
				信託報酬率	年1.485%(税抜年1.35%)				
	運用管理費用	および役務の内	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.675%				
			販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.625%				
	(信託報酬)	容抜	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%				
			マファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。						
		マザーフ テッド! の委託会 その報	ファン ノアノ 会社 酬額	レアセッツ・エルエルシーが受け が受ける報酬から、毎年6月および は、当該マザーファンドの平均	ーアールイー・インベストメントマネジメント・リスる報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託 び12月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、 日純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、年				
	その他の費用・ 手数料	用状況等 ・組入有 ・外貨類 ・監査法	0.42%の率を乗じて得た額とします。 その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税						



税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金		
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%		
換金 (解約) 時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%		

- *上記は2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	1.49	1.48	0.01

(2024年12月24日~2025年6月23日)

- *総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- *交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- *各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- *各比率は、年率換算した値です。
- *マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- *上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- *最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

M E M O

(当ページは目論見書の内容ではございません。)



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年10月23日

グローバルREITオープン (資産成長型)

追加型投信/内外/不動産投信

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

https://www.nomura-am.co.jp/

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

	商品分類		属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	不動産投信	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

^{*}属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2025年9月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:68兆6394億円(2025年8月29日現在)

この目論見書により行なうグローバルREITオープン(資産成長型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月22日に関東財務局長に提出しており、2025年4月23日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



■ ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国のREIT(不動産投資信託証券)^{*1}を実質的な主要投資対象^{*2}とします。

- ※1 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。
- ※2「実質的な主要投資対象」とは、「グローバルREITオープンマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- *ファンドが投資対象とするREITには、株式会社が発行する優先株に相当するREITも含みます。

REITについて

◆REIT (Real Estate Investment Trust) とは、「不動産 (Real Estate)」に 投資する「投資信託 (Investment Trust)」のことです。

REIT のしくみ (例)



※家賃収入・売却益等



投資方針

●REITへの投資にあたっては、各銘柄ごとの利回り水準、市況動向、流動性等を勘案しながら、 収益性・成長性などの調査や割安分析などにより投資銘柄を選別し、高水準の配当収益の獲 得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

■運用プロセス■



マクロ経済のトレンド分析、3 資産イールド・スプレッド(不動産(REIT)vs 株式と債券)、国・セクターのバリュエーションにより国・地域の資産配分を決定します。

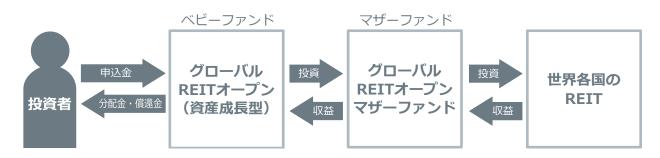
またセクター・ローテーション戦略により、付加価値を追求します。

※セクター例: 商業オフィス、居住用物件、ホテル物件等

ボトムアップ型ファンダメンタル・リサーチに基づく、独自の 銘柄選択モデル (バリュー・保有資産・マネジメントのクオリティー・経営戦略・資本構造を各項目毎に評価し、数値化した ものをランキング) により、銘柄選択を行ないます。

リスク・コントロール ポートフォリオ構築 個別銘柄の組入上限比率、国・地域配分のガイドライン、流動性カット、為替リスク評価等の全体的リスク管理と、財務リスク、資金調達能力、価格ボラティリティー、ビジネスリスク等の銘柄レベルリスク管理を行ないます。

- REITの実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。





運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・ リステッドリアルアセッツ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投 資信託証券(REIT)の運用
委託先名称	CBRE Investment Management Listed Real Assets LLC (シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッ ツ・エルエルシー)
委託先所在地	米国 ペンシルバニア州 ラドノー

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制 限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。なお、有価証券先物取引等のデリバティ ブ取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目 的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合がありま す。
投資信託証券への 投資割合	マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年1月および7月の23日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。 分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

REITの 価格変動リスク	REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替へッジを行ない ませんので、為替変動の影響を受けます。

^{*}基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能 性があります。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に 影響が及ぶことが想定されます。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

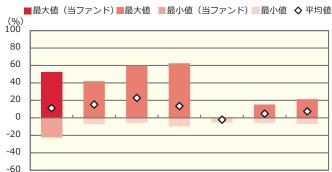


リスクの定量的比較 (2020年9月末~2025年8月末:月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファント゛	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 22.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値(%)	11.1	15.3	22.9	13.5	△ 2.2	4.8	7.4

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2020年9月末を10,000として指数 化しております。
- *年間騰落率は、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
 - <代表的な資産クラスの指数>
 - ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

 - ○日本体は、基本体制制度(TOFIA)(配当250)) ○先進国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ○新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - ○日本国債: NOMURA-BPI国債
 - 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 - ○新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配 当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、 指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に保る会標章又は内 標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責 任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し てもJPXは責任を負いません。
- ○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)がMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所
- み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インテック人(配当込み、円ペース)は、MSCIか開発した指数です。同指数に対する者作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- LLCの知的規度であり、指数に関するすべての権利はFISE Fixed Income LLCが有しています。

 ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイ スを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及び その子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェン

シー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プ 不過かが、Midgan Securities Lic (ことでは「JFMSLIC)」では、「JTMSLIC)」では、「JTMSLIC)と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資 銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2025年8月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (田次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年7月	0	円
2025年1月	0	円
2024年7月	0	円
2024年1月	0	円
2023年7月	0	円
設定来累計	0	円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	国/地域	投資比率(%)
1	日本都市ファンド投資法人 投資証券	日本	3.8
2	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	イギリス	3.5
3	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	シンガポール	3.3
4	STOCKLAND TRUST GROUP	オーストラリア	3.2
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.2
6	GOODMAN GROUP	オーストラリア	3.0
7	REGENCY CENTERS CORP 6.25% PFD	アメリカ	2.9
8	オリックス不動産投資法人 投資証券	日本	2.9
9	LINK REIT	香港	2.9
10	UDR INC	アメリカ	2.3

実質的な国/地域別投資比率(上位)

順位	国/地域	投資比率 (%)
1	アメリカ	45.6
2	日本	15.6
3	オーストラリア	9.8
4	イギリス	8.5
5	シンガポール	7.8

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。

[※]上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。



■ お申込みメモ

				u# 7 -7 -7	G# 7 14/4			
				購入コース	購入単位			
			一般コース	1万口以上1万口単位				
	٦.	774	<i>/</i> _	(分配金を受取るコース)	(当初元本1口=1円) または			
購	入	単	位		1万円以上1円単位			
				自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位			
				(分配金が再投資されるコース)				
				(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)				
購	入	価	額	購入申込日の翌営業日の基準価額				
X II		ЛЩ	台只	(ファンドの基準価額は1万口あたりで表表	示しています。)			
購	入	代	金	販売会社の定める期日までにお支払いくだ	さい。			
				購入コース	換金単位			
換	金	単	位	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位			
				自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位			
 換	 金	/冊	額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託	財産の収斂を美し引いた価類			
換	金	代	金	原則、換金中込日から起鼻して5宮業日目が	から、お申込みの販売会社でお支払いします。			
				原則、午後3時30分までに、販売会社が受	付けた分を当日のお申込み分とします。			
申	込 締	切時	間	 (販売会社によっては上記と異なる場合が	あります。詳しくは販売会社にお問い合わせく			
				ださい。)				
	_			2025年4月23日から2026年4月22日まで				
購入の申込期間			間	*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。				
換金制限大口換金には制限を設ける場合があります。								
D# -	1 44 ^	#\1 \pi /-	1.0	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、				
開入・換金申込受付の中止及び取消し				換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの				
'+'	正及(小 取 消	U	受付を取消すことがあります。				
信	託	期	間	無期限 (2014年4月30日設定)				
<u> </u>	上	 償	還	受益権口数が10億口を下回った場合等は、	償還とかろ提会があります			
決				原則、毎年1月および7月の23日(休業日の				
		<u> </u>	日					
収	益	<u>分</u>	配	年2回の決算時に分配を行ないます。(再投	夏月明紀)			
	計 金 C	り限度		1兆円				
公			告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/l				
運	用幸	服 告	書		報告書を作成し、知れている受益者に交付しま			
	, IJ +	ь н		す。				
				課税上は、株式投資信託として取扱われま	ं इं.			
				配当控除の適用はありません。				
					と満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)			
				の適用対象となります。				
課	税	関	係					
				り取扱いが異なる場合があります。				
				詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ				
					ものですので、税法が改正された場合等には、			
				内容が変更される場合があります。				

[※]購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投	投資者が直接的に負担する費用								
	購入時手数料	(詳しく 購入時	購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務 コストの対価として、購入時に頂戴するものです。						
	信託財産留保額		換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じて ご負担いただきます。						
投	投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
		信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末ま たは信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。							
				信託報酬率	年1.485%(税抜年1.35%)				
	運用管理費用	支お払	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.675%				
			販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.625%				
	(信託報酬)		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%				
				が実質的な投資対象とするREITに うりません。	は市場の需給により価格形成されるため、その費用は				
		マザー! テッド! の委託! その報!	ファン ノアノ 会社 酬額	レアセッツ・エルエルシーが受けず受ける報酬から、毎年6月およびは、当該マザーファンドの平均	ーアールイー・インベストメントマネジメント・リスる報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託び12月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、J純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、年				
	その他の費用・手数料	用状況等 ・組入す ・外貨級 ・監査法	0.42%の率を乗じて得た額とします。 その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等						



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- *上記は2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- *少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- * 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- *法人の場合は上記とは異なります。
- *税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	1.49	1.48	0.01

(2025年1月24日~2025年7月23日)

- *総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- *交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- *各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- *各比率は、年率換算した値です。
- *マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- *上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- *最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

M E M O

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

M E M O

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

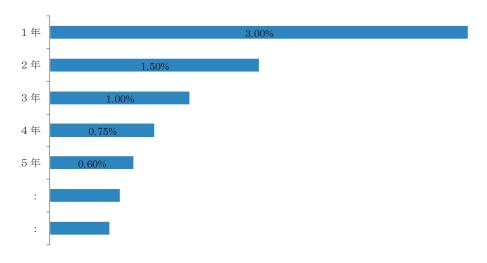
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりのご負担率は しだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



- ※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。
- ※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認 ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担 いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

目論見書補完書面(投資信託)

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

- 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反 するおそれがあります。
- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける 信託報酬を受領いたします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面 (投資信託)

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託(ファンド)のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社(委託者等)が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家(受益者)に帰属します。投資家(受益者)は、収益分配金、償還金、換金(解約)に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等(株式や債券等)を投資対象としています。ファンドの基準価額(純資産 総額)は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元 本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除 (クーリング・オフ)

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行(登録金融機関)関東財務局長(登金)第 54 号	
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
設立年月日	平成8年6月6日	
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	
加八勋云	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん	
	相談センターを利用	
	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室	
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	
	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先	
	電話番号 0120-64-5005	
	- China Carlotte Carl	
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無	
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務	
	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務	
当行が行う登録金融機関業務の内容	・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等	
及び方法の概要	・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務	
200 14 ID 15 1912	・店頭デリバティブ取引	
\±\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。	
連絡先	三井住友銀行コールセンター 0120-431-952	

[※]より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

■「グローバルREITオープン」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

	購入代金	手数料率
購入時手数料	1,000 万円未満 1,000 万円以上 1 億円未満 1 億円以上	3.30%(税抜 3.00%) 2.75%(税抜 2.50%) 2.20%(税抜 2.00%)
スイッチング手数料	かかりません	

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位(購入代金の単位)は以下の通りとなります。

当初購入の場合	1万円以上1円単位	投信自動積立の場合	1万円以上1千円単位
追加購入の場合	1万円以上1円単位	スイッチングの場合	1 円以上1 円単位

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。